

学校関係者評価の基本指針

1. 目的

学校相互評価実施規定に基づき、看護学校の教育の質の向上を追求することともに、学校経営の維持・安定化を図るために実施する学校相互評価について取り決める。

2. 受審校の決定

全国国立病院附属看護学校副学校長教育主事協議会中国四国支部総会で、当該年度に行う学校を3校程度決定する。

3. 学校相互評価の実施体制

- 1) 評価を実施するに当たっては、全国国立病院附属看護学校副学校長・教育主事協議会中国四国支部において学校相互評価委員会を設置する。
- 2) 学校相互評価委員会の構成員は、中国四国支部の副学校長・教育主事とする。
- 3) 受審校が必要と認めた場合は、機構以外の看護師学校養成所の教育に携わっている者で、副学校長・教育主事に相当する者を評価者として加えることができる。
- 4) 実効性の高い評価とするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要がある。そのため、評価についての学習会、研修会を実施する。

4. 評価の内容及び評価方法

- 1) 学校相互評価に際し、自己評価表を用いる。
- 2) 評価内容は、「教育理念・教育目的・教育目標」「教育課程経営」「教授・学習・評価過程」「経営・管理過程」「入学」「卒業・就業・進学」「地域社会/国際交流」「研究」の8領域とし、下位項目は67項目とする。
- 3) 自己評価表の評価項目について加筆・修正を行う場合は、全国国立病院附属看護学校副学校長・教育主事協議会中国四国支部総会又は臨時総会において協議の上、決定する。

5. 評価方法

- 1) 評価担当者が、書面調査および訪問調査により実施する。
- 2) 書面調査は、各校が作成する自己評価書を基に分析を行う。
- 3) 訪問調査は、書面調査では確認できなかった事項などを中心に調査を実施する。
 - (1) 教員及び学生に対する聴取は、「訪問調査時の聴取事項」を参考に実施する。
 - (2) 教員に対する聴取は、影響を最小限とし内容の信頼性・妥当性を確保するために、副学校長及び教育主事は同席しないこととする。
 - (3) 学生に対する聴取の有無は、授業時間等を考慮に入れ、リーダーが受審校と調整する。

6. 学校相互評価受審の準備

- 1) 学校相互評価にあたり当日参考となる資料を準備し一覧表を作成し、評価担当者に配布する。
- 2) 学校相互評価に、適当と思われる会場の準備を行う。
- 3) 円滑に進行するために、教員等に協力を依頼しておく。